

立川市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市立学校設置条例の一部を改正する条例

立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立第十小学校	立川市柏町1丁目31番地の1	立川市立第十小学校	立川市柏町1丁目31番地の1
……略……	……略……	<u>立川市立けやき台小学校</u>	<u>立川市若葉町1丁目13番地の1</u>
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立南砂小学校	立川市栄町2丁目2番地の1	立川市立南砂小学校	立川市栄町2丁目2番地の1
……略……	……略……	<u>立川市立若葉小学校</u>	<u>立川市若葉町4丁目24番地の1</u>
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立新生小学校	立川市富士見町6丁目69番1号	立川市立新生小学校	立川市富士見町6丁目69番1号
<u>立川市立若葉台小学校</u>	<u>立川市若葉町1丁目13番地の1</u>	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市立学校設置条例別表の規定中立川市立若葉台小学校の位置については、平成33年3月31日まで「立川市若葉町1丁目13番地の1」とあるのは「立川市若葉町4丁目24番地の1」とする。